

郡山市機構集積協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地中間管理機構による農業の担い手への農地の集積及び集約化を支援することにより、農業構造の改革及び生産コストの削減を実現するため、農地中間管理機構を通じた農地の集積、集約化に協力する者等に対し、予算の範囲内で機構集積協力金（以下「協力金」という。）を交付することについて、農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、実施要綱別表1に規定するものによる。

(事業実施地域)

第3条 この協力金の交付対象となる農地は、農業振興地域の区域内的の農地とする。

(対象事業)

第4条 協力金の交付の対象事業は、次に掲げる区分とする。

- (1) 実施要綱別記2-1第3の1(1)に規定する地域集積協力金交付事業 集積タイプ
- (2) 実施要綱別記2-1第3の1(2)に規定する地域集積協力金交付事業 集約化タイプ
- (3) 実施要綱別記2-1第3の2に規定する経営転換協力金交付事業

(交付対象経費等)

第5条 協力金の交付対象、交付要件及び交付額は、第4条の区分に応じ、別表1のとおりとする。

2 協力金の対象となる農地の貸付け時期は、次のとおりとする。

- (1) 第4条第1号又は同条第2号に区分する事業については、協力金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度。以下「会計年度」という。）の前年度の3月1日から協力金の交付を受けようとする会計年度の2月末日までに機構に貸し付けられた農地とする。
- (2) 第4条第3号に区分する事業については、協力金の交付を受けようとする会計年度の前年度の4月1日から協力金の交付を受けようとする会計年度の12月末日までに機構に貸し付けられた農地とする。ただし、既に協力金の交付を受けた農地を除く。

(交付の申請)

第6条 第4条第1号又は同条第2号の協力金の交付を申請しようとする者は、協力金の交付を受けようとする会計年度の12月末日までに、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、規則同条第3号のその他市長が必要と認めて指示する書類は、別表2のとおりとする。また、規則同条第1号に規定する補助事業等事業計画書を省略できるものとする。

2 第4条第3号の協力金の交付を申請しようとする者は、協力金の交付を受けようとする会計年度の12月末日までに、規則第4条に規定する補助金等の交

付申請書に別表2に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

3 前項に規定する協力金の補助対象期間は、第5条第2項第2号に定める農地の貸付時期とする。

4 第2項に規定する協力金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により補助事業等の実績に基づき精算額で行うものとする。

(軽微な変更の範囲)

第7条 第4条第1号又は同条第2号に区分する事業において、規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、申請内容の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更とする。

(交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 協力金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間保存すること。

(2) 協力金対象農地の状況に変更が生じる場合は、速やかに市長へ報告すること。

(実績報告)

第9条 第4条第1号又は同条第2号の協力金の対象者は、事業が完了したときは、当該事業の完了の日から30日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において同条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、別表3のとおりとする。

2 第4条第3号の協力金の対象者は、規則第14条ただし書の規定に基づき、実績報告は要しないものとする。

(額の確定)

第10条 市長は、第4条第1号又は同条第2号の協力金の対象者から、前条第1項の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき協力金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助対象者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

2 第4条第3号に区分する事業については、規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は省略するものとする。

(概算払)

第11条 市長は、必要と認めるときは、第4条第1号又は同条第2号に区分する事業の協力金を概算払の方法により交付することができる。

(返還)

第12条 協力金の交付対象者は、次のいずれかに該当する場合は協力金の返還をしなければならない。

(1) 第4条第2号の協力金の交付対象地域が、別表1に規定する交付要件を目標年度において満たさず市長からの指導を受け、かつ、目標年度の翌年度においても同交付要件を満たさない場合。

(2) 第4条第3号の協力金の交付対象者が、交付決定後10年以内に、別表1に規定する交付要件を満たさなくなったことが明らかとなった場合。ただし、土地収用や機構法第20条の規定により農地が機構から返還された場合等やむを得ない事情のある場合を除く。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年2月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年2月26日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される機構集積協力金から適用し、この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の郡山市農地集積協力金交付要綱の規定により交付された農地集積協力金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年7月6日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される機構集積協力金から適用し、この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定により交付された機構集積協力金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される機構集積協力金から適用し、この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定により交付された機構集積協力金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年11月27日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される機構集積協力金から適用し、この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定により交付された機構集積協力金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年11月27日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される機構集積協力金から適用し、この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定により交付された機構集積協力金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される機構集積協力金から適用し、この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定により交付された機構集積協力金については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月11日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される機構集積協力金から適用し、この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定により交付された機構集積協力金については、なお従前の例による。

別表1 (第5条関係)

事業名	交付対象	交付要件	交付額
地域集積協力金交付事業(集積タイプ)	実施要綱別記2-1第5の1及び2に規定する交付対象地域において構成される組織	実施要綱別記2-1第5の4(1)アに規定する交付要件を満たすこと。	実施要綱別記2-1第5の4(1)イ及びウに規定する交付単価に基づき、同要綱別記2-1第5の3及び第5の4(1)エの規定により算出した額

地域集積協力金交付事業(集約化タイプ)		実施要綱別記2-1第5の4(2)アに規定する交付要件を満たすこと。	実施要綱別記2-1第5の4(2)イに規定する交付単価に基づき、同要綱別記2-1第5の3の規定により算出した額
経営転換協力金交付事業	実施要綱別記2-1第6の1に規定する者	実施要綱別記2-1第6の2に規定する交付要件を満たすこと。	実施要綱別記2-1第6の3の規定により算出した額

別表2(第6条関係)

事業名	その他市長が必要として認める書類
地域集積協力金(集積タイプ)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1号様式 地域集積協力金交付申請書(集積タイプ) ・人・農地プランのエリアと「地域」の範囲が分かる地図 ・話し合いに係る議事録 ・地域から機構へ貸し出す農地がわかる地図(人・農地プランの「農地利用図」でも可) ・地域から機構へ貸し出す農地の詳細を記載した一覧表(人・農地プランの「地域の中心となる経営体に対する農地の集積計画表(工程表)」でも可) ・機構への貸出しを確認できる書類(「農用地利用集積計画の写し」又は「農地中間管理事業貸貸申出書の写し」) ・協力金の交付先を確認できる書類(通帳口座の写し等)
地域集積協力金(集約化タイプ)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2号様式 地域集積協力金交付申請書(集約化タイプ) ・人・農地プランのエリアと「地域」の範囲が分かる地図 ・話し合いに係る議事録 ・地域から機構へ貸し出す農地がわかる地図(人・農地プランの「農地利用図」でも可) ・地域から機構へ貸し出す農地の詳細を記載した一覧表(人・農地プランの「地域の中心となる経営体に対する農地の集積計画表(工程表)」でも可) ・機構への貸出しを確認できる書類(「農用地利用集積計画の写し」又は「農地中間管理事業貸貸申出書の写し」) ・協力金の交付先を確認できる書類(通帳口座の写し等)
経営転換協力金	<p>申請者が実施要綱別記2-1第6の1(1)農業部門の減少により経営転換する農業者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3号様式 経営転換協力金交付申請書(農業部門の減少による経営転換) ・協力金の交付先を確認できる書類(通帳口座の写し等)

	<ul style="list-style-type: none"> ・機構への貸出しを確認できる書類（農用地利用集積計画の写し）
	<p>申請者が実施要綱別記2-1第6の1(2)リタイアする農業者又は同(3)農地の相続人で農業経営を行わない者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4号様式 経営転換協力金交付申請書（リタイア、相続） ・協力金の交付先を確認できる書類(通帳口座の写し等) ・機構への貸出しを確認できる書類（農用地利用集積計画の写し）

別表3(第9条関係)

事業名	その他市長が必要として認める書類
地域集積協力金(集積タイプ)	<ul style="list-style-type: none"> ・第5号様式 地域集積協力金実績報告書(集積タイプ) ・機構への貸出しを確認できる書類（農用地利用集積計画の写し） ・協力金の受領を確認できる書類（通帳の写し）
地域集積協力金(集約化タイプ)	<ul style="list-style-type: none"> ・第6号様式 地域集積協力金実績報告書(集約化タイプ) ・機構への貸出しを確認できる書類（農用地利用集積計画の写し） ・協力金の受領を確認できる書類（通帳の写し）

地域集積協力金交付申請書

郡山市長

地域集積協力金(集積タイプ)の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

記

申請年月日	年 月 日
-------	-------

申請者欄	フリガナ			
	組織名・法人名・個人名			
	フリガナ			
	組織・法人の代表者			
住所	(〒 -)	福島県郡山市		
電話	-	-	FAX	-

1 交付申請面積等

プランのエリア名	「地域」名

人・農地プランに記載している「集積/地域名」を記載してください

※2 「「地域」名」は、集積名や字名を記載してください。

(参考)

	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	10,000円/10a
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	16,000円/10a
区分3	70%超	30%超50%以下	22,000円/10a
区分4		50%超	28,000円/10a

※一般地域における2回目以降の申請の場合は、区分1の20%超を11%超とします。
 ※一般地域内の中山間地域等直接支払交付金の交付対象となってる農地は、中山間地域の交付単価を適用できます。

(1) 一般地域

構成戸数	地域の農地面積 (1)	対象期間前の 既貸付面積 (2)	対象期間内の 貸付面積 (3)	再貸付面積 (4)	機構の活用率 (5) (3)-(4)/(1)-(2)	貸付期間6年未 満の農地面積 (6)	交付対象面積 (7) (3)-(4)-(6)	交付単価	
								うち直払農地以 外 (8)	うち直払農 地 (9)
戸	a	a	a	a	%	a	a	a	a

交付単価		交付額		交付額計 (14) (12)+(13)
直払農地以外 (10)	直払農地 (11)	直払農地以外 (12) (8)×(10)	直払農地 (13) (9)×(11)	
円/10a	円/10a	円	円	円

(2) 中山間地域

構成戸数	地域の農地面積 (15)	対象期間前の 既貸付面積 (16)	対象期間内の 貸付面積 (17)	再貸付面積 (18)	機構の活用率 (19) (17)-(18)/(15)-(16)	貸付期間6年未 満の農地面積 (20)	交付対象面積 (21) 17-(18)-(20)	交付単価 (22)	交付額 (23) (21)×(22)	交付額総計
										(24) (14)+(23)
戸	a	a	a	a	%	a	a	円/10a	円	円

※交付要件(交付対象面積の1割以上が、新たに担い手に集積されること。)

転貸前、 担い手が 耕作する面積 (25)	転貸後、 担い手が 耕作する面積 (26)	新たに担い手に 集積される面積 (27)	転貸前後の担い手の 耕作農地面積の 増加割合※ (28) (26)-(25)/(7)+(21)	新たに担い手に 集積される割合 ※ (29) (27) /(7)+(21)
a	a	a	%	%

※(28)、(29)ともに1割以上であることが要件

※1 農地面積は、市町村からの情報提供を受けて「地域」内の農業振興地域内の農地面積を記載してください(1a単位とし、1a未満は切り捨て)。

※2 交付単価は申請年度の機構の活用率に応じて記載してください。上記の表を参照してください。

※3 申請地域が一般地域に該当する場合は、「(1) 一般地域」に、中山間地域に該当する場合は「(2) 中山間地域」に記入してください。一般地域と中山間地域が混在する地域に該当する場合は「(1) 一般地域」「(2) 中山間地域」の両方に記入してください。

2 交付金の使途計画

使途計画	金額
	円
	円
合計	円

※ 計画の詳細は、別紙として交付申請書に添付してください

4 添付書類

- ①人・農地プランのエリアと「地域」の範囲がわかる地図
- ②話合いに係る議事録
- ③地域から機構へ貸出す農地がわかる地図(人・農地プランの「農地利用図」でも可)
- ④地域から機構へ貸出す農地の詳細を記載した一覧表(人・農地プランの「地域の中心となる経営体に対する農地の集積計画表(工程表)」でも可)
- ⑤機構への貸出しを確認できる書類(「農用地利用集積計画の写し」又は「農地中間管理事業貸付借申出書の写し」)
- ⑥協力金の交付先を確認できる書類(通帳口座の写し等)
- ⑦その他必要となる書類

3 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に 記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
----------------------------	-------------------------------

地域集積協力金交付申請書

郡山市長

地域集積協力金(集約化タイプ)の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
 また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

記

申請年月日	年	月	日
-------	---	---	---

申請者欄	フリガナ			
	組織名・法人名・個人名			
	フリガナ			
	組織・法人の代表者			
	住所	(〒 -) 福島県郡山市		
電話	-	-	FAX	-

1 交付申請面積等

(参考)

プランのエリア名	「地域」名

	機構活用率	交付単価
区分1	40%超70%以下	5,000円/10a
区分2	70%超	10,000円/10a

※1 人・農地プランに記載している「集落/地域名」を記載してください。
 ※2 「地域」名は、集落名や字名を記載してください。

構成戸数	地域の農地面積	対象期間前の既貸付面積	当該年度の貸付面積	再貸付面積	機構の活用率	貸付期間6年未満の農地面積	交付対象面積	交付単価	交付額
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5) (3)-(4)/(1)-(2)	(6)	(7) (3)-(4)-(6)	(8)	(9) (7)×(8)
戸	a	a	a	a	%	a	a	円/10a	円

※交付要件(目標年度までに、以下のいずれかの要件を満たす必要があります。)

(1) 地域の農地面積に占める担い手の1ha以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha以上)のまとまりのある団地面積の割合が目標年度までに20ポイント以上増加すること。

申請年度		目標年度		増加ポイント
担い手の1ha以上のまとまりのある団地面積	団地面積の割合	担い手の1ha以上のまとまりのある団地面積	団地面積の割合	
(10)	(11) (10)/(1)	(12)	(13) (12)/(1)	(14) (13)-(11)
a	%	a	%	%増加

(2) 既に担い手の1ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域において、担い手の1団地当たりの平均農地面積が目標年度までに1.5倍以上となること。

担い手の1ha以上の団地面積(申請時)	団地面積の割合※40%以上	申請年度			目標年度			1団地当たりの平均農地面積の増加割合
		担い手の経営面積	担い手の団地面積	1団地当たりの平均農地面積	担い手の経営面積	担い手の団地面積	1団地当たりの平均農地面積	
(15)	(16) (15)/(1)	(17)	(18)	(19) (17)/(18)	(20)	(21)	(22) (20)/(21)	(23) (22)/(19)
a	%	a	a	a	a	a	a	倍

※1 農地面積は、市町村からの情報提供を受けて「地域」内の農業振興地域内の農地面積を記載してください(1a単位とし、1a未満は切り捨て)。
 ※2 交付単価は申請年度の機構の活用率に応じて記載してください。上記の表を参照してください。

2 交付金の使途計画

使途計画	金額
	円
	円
合計	円

※ 計画の詳細は、別紙として交付申請書に添付してください

3 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------

4 添付書類

- ①人・農地プランのエリアと「地域」の範囲がわかる地図
- ②話合いに係る議事録
- ③地域から機構へ貸出す農地がわかる地図(人・農地プランの「農地利用図」でも可)
- ④地域から機構へ貸出す農地の詳細を記載した一覧表(人・農地プランの「地域の中心となる経営体に対する農地の集積計画表(工程表)」でも可)
- ⑤機構への貸出しを確認できる書類(「農用地利用集積計画の写し」又は「農地中間管理事業貸借申出書の写し」)
- ⑥協力金の交付先を確認できる書類(通帳口座の写し等)
- ⑦その他必要となる書類

経営転換協力金交付申請書

郡山市長

経営転換協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
 また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後10年間は廃止部門の経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

記

		申請年月日	年	月	日
交付申請者欄	フリガナ				
	氏名				
	住所	(〒 -)			
		都道 府県	市区 町村		
電話	-	-	FAX	-	-

(1) 経営面積

自作地		借地		合計	
	m ²		m ²		m ²

※特定農作業委託を行っている農地は自作地に含まれます。

(2) 廃止する農業部門

機構への貸付前に経営していた農業部門

廃止する農業部門

番号	品目



番号	品目

番号欄には、以下の農業部門の番号を記載して、品目を記入してください。
 ① 土地利用型作物 ② 露地野菜等
 ③ 施設野菜 ④ 露地果樹
 ⑤ 施設果樹 ⑥ 露地花き
 ⑦ 施設花き ⑧ 茶
 ⑨ 牧草 ⑩ サトウキビ
 ⑪ その他(上記以外の農業生産部門)

(3) 交付申請面積及び交付申請金額 ((1) の自作地の内数)

所 在	地 番	地 目	面 積
			m ²
			m ²
			m ²
			m ²
合計面積			m ²
交付申請面積 (a単位)			a

※記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。
 ※各筆毎の面積はm²単位とし、1m²未満は切り捨てて記入してください。
 ※交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。
 ※遊休農地は、交付申請面積に含めることはできません。

交付申請金額	円
--------	---

(4) 耕作等を続ける農地

自作地		借地		合計	
	m ²		m ²		m ²

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の 所有の有無	有 ・ 無	(「有」の場合) 所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査等を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明 (※該当しない場合は申請できません。) <input type="checkbox"/> 該当する
----------------	-------------	--

(5) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------

(6) 添付書類

- ①協力金の交付先を確認できる書類 (通帳口座の写し等)
- ②機構への貸出しを確認できる書類 (農用地利用集積計画の写し)
- ③その他必要となる書類

経営転換協力金交付申請書

郡山市長

経営転換協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
 また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後10年間は農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

記

		申請年月日	年	月	日
交付申請者欄	フリガナ				
	氏名				
	住所	(〒 -)			
		都道 府県	市区 町村		
電話	-	-	FAX	-	-

(1) 経営面積

自作地		借地		合計	
	m ²		m ²		m ²

※ 特定農作業委託を行っている農地は自作地に含まます。

(2) 交付申請面積及び交付申請金額 ((1) の自作地の内数)

所 在	地 番	地 目	面 積	
			m ²	
			m ²	
			m ²	
			m ²	
合計面積			m ²	
交付申請面積 (a単位)			a	

※記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。
 ※各筆毎の面積はm²単位とし、1m²未満は切り捨てて記入してください。
 ※交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。
 ※遊休農地は、交付申請面積に含めることはできません。

交付申請金額	円
--------	---

(3) 耕作等を続ける農地

自作地	m ²
-----	----------------

※ 耕作等を続ける農地は10a未満である必要があります。(特定農作業委託を行っている農地も自作地に含まます。)
 ※ 借地や特定農作業受託している農地がある場合にはこれらを解除する必要があります。

<農業委員会記入欄>

遊休農地の所有の有無	有・無	(「有」の場合) 所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査等を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明(※該当しない場合は申請できません。) _____	<input type="checkbox"/> 該当する
------------	-----	---	-------------------------------

(4) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------

(5) 添付書類

- ①協力金の交付先を確認できる書類 (通帳口座の写し等)
- ②機構への貸出しを確認できる書類 (農用地利用集積計画の写し)
- ③その他必要となる書類

地域集積協力金実績報告書

郡山市長

地域集積協力金（集積タイプ）の交付を受けたので、下記のとおり報告します。

記

報告年月日	年 月 日
-------	-------

報告者欄	フリガナ			
	組織名・法人名・個人名			
	フリガナ			
	組織・法人の代表者			
	住所	(〒 -) 福島県郡山市		
電話	-	-	FAX	-

1 申請した面積等

プランのエリア名	「地域」名

※1 人・農地プランに記載している「集落/地域名」を記載してください。

※2 「「地域」名」は、集落名や字名を記載してください。

(参考)

	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	10,000円/10a
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	16,000円/10a
区分3	70%超	30%超50%以下	22,000円/10a
区分4		50%超	28,000円/10a

※一般地域における2回目以降の申請の場合は、区分1の20%超を11%超とします。
※一般地域内の中山間地域等直接支払交付金の交付対象となってる農地は、中山間地域の交付単価を適用できます。

(1) 一般地域

構成戸数	地域の農地面積	対象期間前の既貸付面積	対象期間内の貸付面積	再貸付面積	機構の活用率	貸付期間6年未満の農地面積	交付対象面積	うち直払農地以外	うち直払農地
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
戸	a	a	a	a	%	a	a	a	a
					(3)-(4)/(1)-(2)		(3)-(4)-(6)		

交付単価		交付額		交付額計
直払農地以外	直払農地	直払農地以外	直払農地	
(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
円/10a	円/10a	円	円	円
		(8)×(10)	(9)×(11)	(12)+(13)

(2) 中山間地域

構成戸数	地域の農地面積	対象期間前の既貸付面積	対象期間内の貸付面積	再貸付面積	機構の活用率	貸付期間6年未満の農地面積	交付対象面積	交付単価	交付額	交付額総計
	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)
戸	a	a	a	a	%	a	a	円/10a	円	円
					(17)-(18)/(15)-(16)		(17)-(18)-(20)		(21)×(22)	(14)+(23)

※交付要件（交付対象面積の1割以上が、新たに担い手に集積されること。）

転貸前、担い手が耕作する面積	転貸後、担い手が耕作する面積	新たに担い手に集積される面積
(25)	(26)	(27)
a	a	a

転貸前後の担い手の耕作農地面積の増加割合※	新たに担い手に集積される割合※
(28)	(29)
(26)-(25)/(7)+(21)	(27)/(7)+(21)
%	%

※(28)、(29)ともに1割以上であることが要件

※1 農地面積は、市町村からの情報提供を受けて「地域」内の農業振興地域内の農地面積を記載してください（1a単位とし、1a未満は切り捨て）。

※2 交付単価は申請年度の機構の活用率に応じて記載してください。上記の表を参照してください。

※3 申請地域が一般地域に該当する場合は、「(1) 一般地域」に、中山間地域に該当する場合は「(2) 中山間地域」に記入してください。一般地域と中山間地域が混在する地域に該当する場合は、「(1) 一般地域」「(2) 中山間地域」の両方に記入してください。

2 交付金の使途計画

使途計画	金額
	円
	円
合計	円

3 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について 同意する

4 添付書類

- ①機構への貸出しを確認できる書類（農用地利用集積計画の写し）
- ②協力金の受領を確認できる書類（通帳の写し）

地域集積協力金実績報告書

郡山市長

地域集積協力金（集約化タイプ）の交付を受けたので、下記のとおり報告します。

記

報告年月日	年	月	日
-------	---	---	---

報告者欄	フリガナ			
	組織名・法人名・個人名			
	フリガナ			
	組織・法人の代表者			
	住所	(〒 - -) 福島県郡山市		
電話	-	-	FAX	-

1 申請した面積等

プランのエリア名	「地域」名

(参考)

	機構活用率	交付単価
区分1	40%超70%以下	5,000円/10a
区分2	70%超	10,000円/10a

※1 人・農地プランに記載している「集落/地域名」を記載してください。
 ※2 「地域」名は、集落名や字名を記載してください。

構成戸数	地域の農地面積	対象期間前の 既貸付面積	当該年度の 貸付面積	再貸付面積	機構の活用率	貸付期間6年未 満の農地面積	交付対象面積	交付単価	交付額
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5) (3)-(4)/(1)-(2)	(6)	(7) (3)-(4)-(6)	(8)	(9) (7)×(8)
戸	a	a	a	a	%	a	a	円 /10a	円

※交付要件（目標年度までに、以下のいずれかの要件を満たす必要があります。）

(1) 地域の農地面積に占める担い手の1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上）のまとまりのある団地面積の割合が目標年度までに20ポイント以上増加すること。

申請年度		目標年度		増加ポイント
担い手の1ha以上の まとまりのある 団地面積	団地面積の割合	担い手の1ha以上の まとまりのある 団地面積	団地面積の割合	
(10)	(11) (10)/(1)	(12)	(13) (12)/(1)	(14) (13)-(11)
a	%	a	%	%増加

(2) 既に担い手の1ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域において、担い手の1団地当たりの平均農地面積が目標年度までに1.5倍以上となること。

担い手の1ha以上の 団地面積 (申請時)	団地面積の割合 ※40%以上	申請年度			目標年度			1団地当たりの 平均農地面積 の増加割合
		担い手の 経営面積	担い手の 団地面積	1団地当たりの 平均農地面積	担い手の 経営面積	担い手の 団地面積	1団地当たりの 平均農地面積	
(15)	(16) (15)/(1)	(17)	(18)	(19) (17)/(18)	(20)	(21)	(22) (20)/(21)	(23) (22)/(19)
a	%	a	a	a	a	a	a	倍

※1 農地面積は、市町村からの情報提供を受けて「地域」内の農業振興地域内の農地面積を記載してください（1a単位とし、1a未満は切り捨て）。
 ※2 交付単価は申請年度の機構の活用率に応じて記載してください。上記の表を参照してください。

2 交付金の使途計画

使途計画	金額
	円
	円
合計	円

3 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------

4 添付書類

- ①機構への貸出しを確認できる書類（農用地利用集積計画の写し）
- ②協力金の受領を確認できる書類（通帳の写し）

個人情報の取扱い

以下の「機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱いの確認」欄の□印にレ印を必ず御記入ください。

機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて

本市は、機構集積協力金交付事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」、「郡山市個人情報保護条例」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、本市は、本事業の実施に係る集落等への説明会や都道府県及び国への報告等で利用するほか、次の事業等(注1)に係る交付金等の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関(注2)に必要最小限度内において提供する場合があります。

事業等 (注1)	農地集積・集約化対策事業、規模拡大交付金交付事業、経営継承・発展等支援事業、農業次世代人材投資資金(経営開始型)、農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)の金利負担軽減措置、経営所得安定対策等推進事業、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、中山間地農業ルネッサンス事業、中山間地域等直接支払交付金 等
関係機関 (注2)	国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業再生協議会、農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業共済組合連合会、農業共済組合、土地改良区、農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)の融資機関、農地集積協力金交付事業の事業実施主体、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体 等